

令和5年度大阪府農業施策に関する意見

2020年農林業センサスにおいては、過去5年間で農家数が1割減少し、基幹的農業従事者は2割以上の減少傾向にあり歯止めがかかっている。

また、水稲作付けは毎年80から100%以上減少し、このまま農業者の営農意欲の減退が続くと多面的機能の発揮も覚束ない。

さらには、農作物等の生産に必要な不可欠な燃油・肥料も高騰しており、農業経営への支援のみならず、あらためて生産基盤の強化についても重要であると思料する。

大阪府では「おおさか農政アクションプラン」のもと、将来像「府民とともに未来へつむぐ豊かな『農』」をめざし、力強い大阪農業の実現や農を活かした地域づくりの推進などの取組みを進めている。本年の農業経営基盤強化促進法等改正により地域農業のめざすべき将来像を描く「地域計画」の策定は、農地の集積・集約を推進し、アクションプランの目指す「強い農業づくり」に資するものであるが、地域の話合いをまとめていくことには様々な課題もある。

当会議では、今年8月に国及び大阪版認定農業者を対象に「農業施策等に関する農業者意向調査」を実施した。多様な担い手の確保・育成のための課題も浮き彫りとなった。

そこで、2025年の大阪・関西万博の開催も見据え、農林行政に求められる使命を着実に果たし、万博のテーマとも関連が深い、命輝く健康都市・大阪の実現に向け、以下に提案する施策の具体化、実現が図られるよう、農業委員会等に関する法律第53条の規定に基づき、農地等利用最適化推進施策の改善に向けた意見を下記のとおり提出する。

記

1. 「地域計画」策定促進に向けた体制整備と必要予算の確保

農業経営基盤強化促進法改正による「地域計画」策定促進にあたっては、農業委員会が地域農業の将来像を描く農地利用地図（目標地図）づくりという重要な役割を担うことになるので、この取組みをサポートするための仕組みを整備し、必要となる予算を十分確保すること。

2. 農業者意向調査を踏まえた担い手への支援策の充実

「農業施策等に関する農業者意向調査」の結果によると、担い手が今後求める支援策として、ほ場・道水路の整備や施設・機械の導入補助、鳥獣・病虫害被害の防除方法指導、環境保全型農業の指導等が示されたことから、農業施策の実施にあたっては、こうした意向を尊重しつつ、担い手への支援策の充実を図ること。

3. 肥料・飼料価格緊急支援の円滑な推進

補正予算で措置された肥料・飼料価格高騰対策の実施にあたっては、原料価格等高騰の影響を受ける農業者の営農継続・経営安定が図られるよう円滑な給付と相談体制の充実を図ること。また、こうした事態が長引くことも予想され、肥料については牛糞等を含めた地域資源活用の実証実験を行うこと。

4. 関西万博のテーマに即した部局横断的な施策の充実

社会課題を解決しつつ、食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長を推進していくためには、今以上に府民の農業への関わりを高める必要がある。また、府民の参画を得た大阪農業の活性化は、まさしく府民の健康を増進するものでもある。2025年の大阪・関西万博のテーマは、「いのち輝く未来社会のデザイン」であり、福祉（就労支援、貧困対策、健康増進）、教育（命の教育）と農業の連携を進めるため、部局横断的に幅広い観点からこれらの取組を実施して、農業の活性化と農業理解の醸成を図ること。

5. 国に働きかけるべき事項

（1）食料安全保障の強化に向けた食料・農業・農村基本法の検証・見直し

現行の基本法と基本計画、そしてこの間の農業・農村の実態並びに食品事業者や消費者の動向等を踏まえた検証を十分に行い、農業生産から消費に至る食料安全保障の強化の方針について基本法において明確にすること。

（2）海外情勢の影響による経営悪化に対する支援強化

燃油・肥料の急激な価格高騰により悪化している農業経営への支援を強化すること。施設園芸等燃油価格高騰対策事業の支援対象者について個人での利用が可能となるよう要件緩和を行うこと。また燃油・肥料価格の高騰に対する支援に必要な予算の十分な確保を図ること。

（3）都市農業振興に関する生産基盤の制度拡充

「農地中間管理機構関連農地整備事業」の受益面積の要件10haを2haに引き下げるなど、地域の実情に応じた弾力的な対応を可能とすること。また、農業振興地域に指定されていない市街化調整区域も含め、生産振興や生産効率の向上には農道等の基盤整備が不可欠であることから、小規模土地改良事業を創設すること。

（4）太陽光発電施設の適切な設置・運営

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて農地等の活用による太陽光発電設備の設置が推進される中で、本府では地域での太陽光発電をめぐるトラブル（景観問題や災害発生懸念等）が発生している。このため国として太陽光発電設備の適正な導入及び管理のあり方を明確にし周知徹底を図ること。また、公表されている「事業計画認定情報」に、事業終了後の解体等の実施状況を追加するとともに適正な廃棄処理に向けた対応を強化すること。

（5）盛土等対策の推進

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たり、地方公共団体の新たな事務や経費の増加が見込まれることから、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、地方財政措置を強化するなどの財政的及び技術的支援を積極的に講じること。

(6) 農地法第3条の下限面積撤廃への対応について

小面積の農地の権利取得が地域の農地の適正な利用に支障を及ぼす恐れがないよう、必要な措置を講じること。